

平成30年12月29日(土)  
 愛知県農林水産部畜産課  
 家畜衛生グループ  
 担当 稲葉、加古  
 内線 3703、3704  
 ダイヤルイン 052-954-6424  
 愛知県環境部自然環境課  
 野生生物・鳥獣グループ  
 担当 大橋、石原  
 内線 3068、3098  
 ダイヤルイン 052-954-6230

## 野生イノシシにおける豚コレラ検査の結果について

本日(12月29日)、犬山市大字塔野地で捕獲された野生イノシシ2頭について、豚コレラ検査を実施した結果、本県で3例目及び4例目となる豚コレラ陽性事例が確認されましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、国との協議の上、調査対象区域において発見された野生イノシシについては、県における検査結果をもって豚コレラ陽性と判定されます。

### 記

#### 1 陽性結果となった野生イノシシについて

	捕獲場所	個体の状況				
		状況	性別	成子の別	体長	体重
3例目	犬山市大字塔野地	捕獲	雄	成体	155cm	120 kg
4例目	犬山市大字塔野地	捕獲	雄	成体	110 cm	50 kg

※ 検査材料採取時に、発見場所の消毒実施済

#### ◆ 発見場所の位置図



※地図は国土地理院の地理院地図を使用

## 2 発見から確定までの経緯

### (1) 3例目

12月28日(金): 市民が、くくり罠にかかっている野生イノシシを発見(11時30分)

12月28日(金): 西部家畜保健衛生所が、中央家畜保健衛生所に検査材料を搬入(19時)

12月29日(土): 中央家畜保健衛生所の遺伝子検査の結果、陽性判定(17時30分)

### (2) 4例目

12月28日(金): 猟友会が、くくり罠にかかっている野生イノシシを発見(14時30分)

12月28日(金): 西部家畜保健衛生所が、中央家畜保健衛生所に検査材料を搬入(19時)

12月29日(土): 中央家畜保健衛生所の遺伝子検査の結果、陽性判定(17時30分)

※当該イノシシは、いずれも検査材料とともに中央家畜保健衛生所へ搬入され、同所で焼却

## 3 今回の陽性事例に対する対応

### (1) 野生イノシシの調査対象区域の設定

陽性が確認された野生イノシシの発見場所は、これまでの調査対象区域内であるため、新たな区域は設定しない。

### (2) 立入検査等の実施

対象: 今回の野生イノシシの捕獲場所から半径10km以内の農場2戸

内容: 立入検査の実施による異常の有無の確認(12月30日予定)

異常のある場合の検査の実施

飼養豚の毎日の死亡頭数の確認

(平成31年1月25日(金)まで。イノシシ回収場所の消毒完了後28日間)

### (3) 県内の養豚農場に対する措置

今回の事例の周知とともに、農場に出入りする人及び車両に対する消毒の徹底や野生イノシシの侵入防止に関する注意喚起を実施

### (4) 野生イノシシを対象とした豚コレラ検査の実施について

12月6日(木)から実施している犬山市で捕獲された野生イノシシの検査、12月23日(日)から実施している小牧市及び春日井市で捕獲された野生イノシシの検査及び、県内全域で実施している死亡した野生イノシシの検査は、従前のおり継続

### (5) 指定猟法禁止区域

今回の野生イノシシの捕獲場所から半径 10 k m 以内には、イノシシの生息を確認している新たな市町はありませんので、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第 15 条に基づく指定猟法禁止区域の追加指定は行いません。

＜今回の野生イノシシの捕獲場所から半径 10 k m 圏内に含まれる市町＞

既に指定猟法禁止区域に指定されている市	犬山市、小牧市、春日井市
---------------------	--------------

※ 同圏内には、大口町、扶桑町、江南市も含まれるが、イノシシの生息が確認されていない。

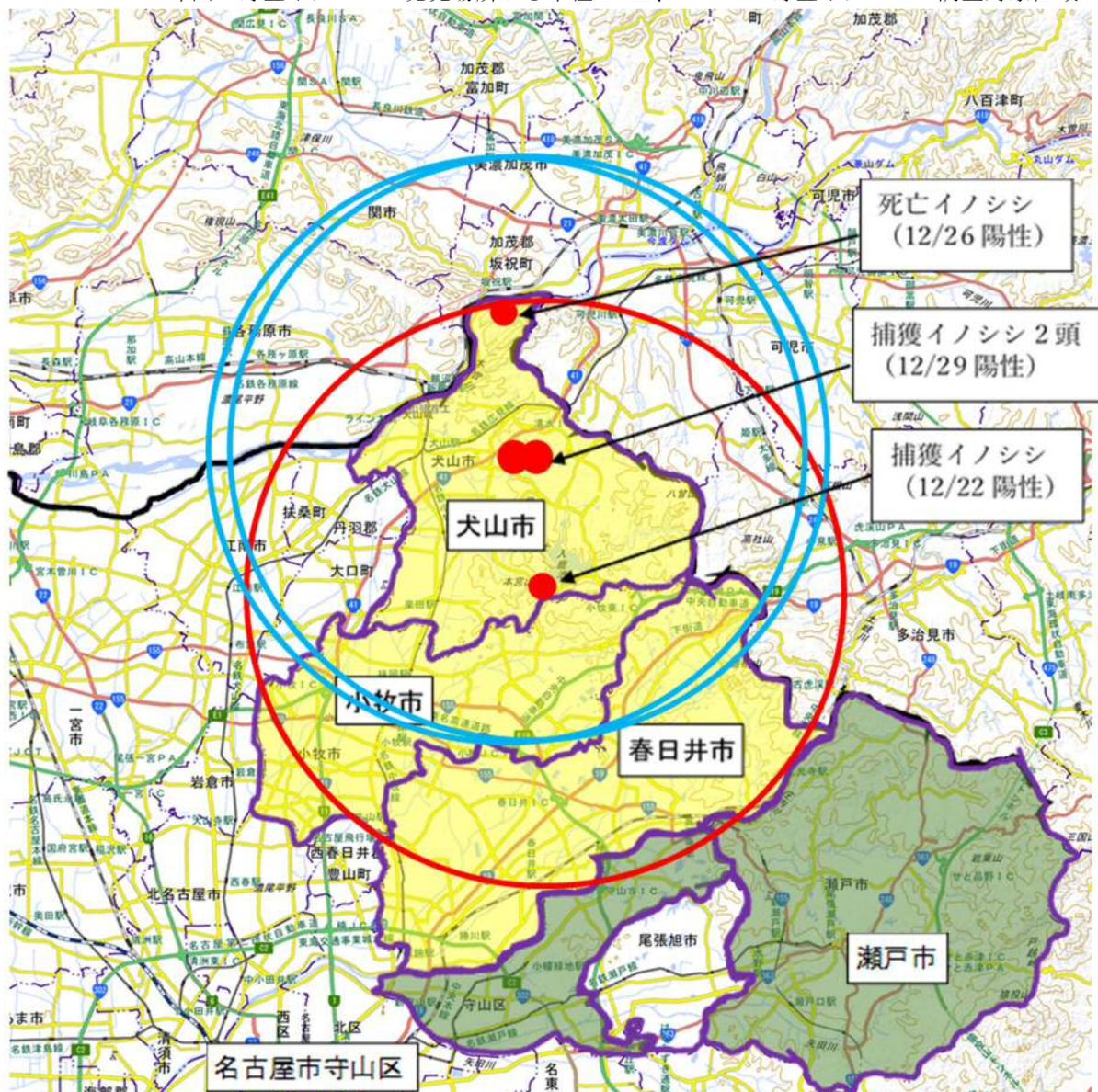
(6) その他

野生イノシシの豚コレラ検査結果については、以下の愛知県畜産課Webサイトにて公表しています。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chikusan/chikusan-csf.html>

4 今回の野生イノシシの発見場所から半径 10 km の地図及び調査対象区域

— : 今回の野生イノシシの発見場所から半径 10 km、 — : 野生イノシシの調査対象区域



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

〈  現在の指定猟法禁止区域状況〉

- 区域の名称: 尾張北部指定猟法禁止区域
- 区 域: 犬山市、小牧市、春日井市の区域全域
- 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法
- 期 間: 平成30年11月15日(木)～平成31年3月15日(金)

〈  追加指定する予定の指定猟法禁止区域〉

- 区域の名称: 尾張北東部指定猟法禁止区域
- 区 域: 名古屋市守山区及び瀬戸市の区域全域
- 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法
- 期 間: 平成31年1月6日(日)～平成31年3月15日(金)

※ 1例目の捕獲場所から10km以内には、江南市、大口町、扶桑町、豊山町も含まれるが、イノシシの生息が確認されていないため対象外。

- ・豚コレラは、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚や感染イノシシの肉が市場に出回ることはありません。
- ・現場での取材は、豚コレラのまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。